

第19号議案

公益法人の寄附行為変更について

別紙のとおり、公益法人の寄附行為変更を認可する。

平成24年9月11日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

公益法人から申請があった法人の存続期間の設定に係る寄附行為変更について、審査の結果適当なものと認められることから認可したいので、この案を提出する。

## 財団法人小浜市体育振興会の寄附行為の変更について

### 1 今回の申請

財団法人小浜市体育振興会の寄附行為の変更

#### (1) 変更内容

- 法人の存続期間の設定(平成25年3月30日まで存続、事実上の解散決定)
- 精算人の選任方法の設定(理事のうち理事会で選任)

#### (2) 変更理由

理事会において、平成25年3月31日をもって解散するとの決議がなされたことに伴う、寄附行為の所要の改正

#### (3) 存続期間満了後の残余財産

寄附行為第32条に基づき、小浜市に寄附予定。

(解散後の残余財産の処分方法については、存続期間満了前に教育委員会あて許可を申請する予定)

### 2 財団法人小浜市体育振興会について

#### (1) 目的

社会体育の健全なる普及振興と住民福祉の増進を図るため、必要な施設を設けこれを経営することにより、体位の向上および精神と道徳の高揚に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業

- 体育振興に関する調査研究
- 社会体育に関する施設の建設、経営管理
- 社会教育に関する施設の建設、経営管理
- 小浜市から委託を受けた事業の執行
- その他、目的を達成するために必要な事項

#### (3) 役員 理事14名(理事長:松崎晃治(小浜市長)) 監事3名

#### (4) 基本財産 約326,316千円(建物、器具・備品 H23年度末現在) 約17,000千円(預金等 H23年度末現在)

別紙

福井県教育委員会指令教振第414号

小浜市大手町6番地3号  
財団法人小浜市体育振興会  
理事長 松崎 晃治

平成24年7月20日付けで申請のあった寄附行為の一部変更については、申請のとおり認可します。

平成24年9月 日

福井県教育委員会



寄附行為変更認可申請書

平成24年7月20日

福井県教育委員会 殿

福井県小浜市大手町6番3号  
財団法人 小浜市体育振興会  
理事長 松崎 晃治



当財団法人の寄附行為の一部を変更したいので、次の関係書類を添えて認可を申請いたします。

1. 寄附行為の変更案及び変更理由書
2. 寄附行為の新旧比較対照表
3. 理事会の議事録
4. 現行の寄附行為

以上

## 寄付行為の変更案及び変更理由書

### 1. 変更案

第30条を次のように改める。

(存続期間)

「第30条 本会の存続期間を平成25年3月30日までとし、平成25年3月31日をもって解散する。」

第31条を第34条とし、第30条の次に次の3条を加える。

(解散の事由)

「第31条 本会は、この寄附行為で定めた存続期間の満了をもって解散する。」

(残余財産の処分)

「第32条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福井県教育委員会の許可を受けて本会と類似の目的を有する公益法人もしくは地方公共団体に寄附するものとする。」

(清算人)

第33条 清算人は、理事のうち理事会で選任した者をもって充てる。

### 2. 変更理由

本会を解散するにあたり、民法改正（平成20年12月1日施行）に伴い、寄付行為の一部改正が必要であるため。

財団法人小浜市体育振興会 寄附行為 新旧対照表

現 行	改正後
<p><u>(解散及び残余財産の処分)</u>  <u>第30条</u> 本会の解散及び解散したときの残余の財産の処分は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得た後、主務官庁の許可を受けなければならない。</p> <p>(委任)  <u>第31条</u> この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>	<p><u>(存続期間)</u>  <u>第30条</u> 本会の存続期間を平成25年3月30日までとし、平成25年3月31日をもって解散する。</p> <p><u>(解散の事由)</u>  <u>第31条</u> 本会は、この寄附行為で定めた存続期間の満了をもって解散する。</p> <p><u>(残余財産の処分)</u>  <u>第32条</u> 本会の解散に伴う残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、<u>福井県教育委員会の許可を受けて本会と類似の目的を有する公益法人もしくは地方公共団体に寄附するものとする。</u></p> <p><u>(清算人)</u>  <u>第33条</u> 清算人は、理事のうち理事会で選任した者をもって充てる。</p> <p>(委任)  <u>第34条</u> この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>

3) 附則

施行日 / 平成24年 月 日

# 財 産 目 録

平成24年3月31日

(単位：円)

## 1. 固定資産

### (1) 有形固定資産

イ. 建物	体育館	鉄筋コンクリート造	313,821,358
		2階建	3,312,85㎡
	屋外便所	鉄筋コンクリート造	2,450,000
		平屋建	18.00㎡
	屋外物置小屋	木造トタン屋根	298,000
ロ. 器具及び備品			9,746,680

### (2) 無形固定資産

イ. 電話加入権	80,300
ロ. その他無形固定資産	288,750

### (3) 投資

イ. 投資有価証券（電話債権）	0
-----------------	---

## 2. 流動資産

### (1) 現金預金

(株) 福井銀行小浜支店

定期預金	1,000,000
普通預金	15,686,121

### (2) 未収金

220,150